

申合せ4-(乙)の研究歴に関する申合せ

(平成16年2月18日制定申合せ第4号)

改正 平成19年5月16日

平成24年1月1日

平成25年10月16日

平成27年4月1日

この申合せは、弘前大学学位規則医学研究科細則(平成16年4月1日制定)第2条第2項第2号の申請有資格者に係る研究期間に関し必要な事項を定める。

(最終学歴に応じた必要研究期間)

1条 医学、歯学、獣医学・薬学(6年制)の課程の大学を卒業した者又は同等と認められる者(最終学歴が修士課程修了等で学事委員会が認めた者)については、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期間を必要研究期間とする。

ただし、本学大学院医学研究科退学者については、その在学期間を研究歴として認め、必要な研究期間に算入できる。

- (1) 論文を基礎系医学講座において作成した者は5年以上
- (2) 論文を臨床系医学講座において作成した者は6年以上

2条 医学、歯学、獣医学・薬学(6年制)の課程以外の大学卒業者については、前条の必要研究期間に3年を加える。

3条 第1条～第2条以外の卒業者については、第1条の必要研究期間に5年を加える。

4条 研究期間は、資格審査申請日までとする。ただし、学位申請前に査読制のある学術誌の原著論文として公表又は受理されていることを条件に、学事委員会が認める場合は、資格審査申請日の含まれる年度内の学位授与月(9月末又は3月末)までを研究期間に算入できる。

5条 断続した研究歴は、合算して研究期間に算入できる。ただし、その場合最低2年間の同一研究機関での研究歴があるものとする。

(研究歴の対象となる研究機関)

6条 本条第1号から第5号に示す機関に所属して研究した場合はその研究期間を研究歴として認める。

- (1) 本医学研究科において研究生として医学の研究を行った場合
- (2) 本医学研究科又は医学部附属病院の専任教員等として医学の研究に従事した場合
ただし、平成16年4月1日以降採用の医員・医員(研修医)については、研究歴として認めない。
- (3) 本医学研究科研究生に在籍する保健学研究科教員の場合及び同教員が保健学研究科において、医学の研究で優れた研究を行った場合
- (4) 以下の研究施設の専任研究職員として医学の研究に従事した場合
 - ① 文部科学省所轄機関
 - ② 大学共同利用機関
- (5) その他学事委員会が本条第1号から第4号と同等以上と認めた場合

(研究業績)

7条 研究業績とは、各年度における研究論文の公表、学会その他学術研究会での発表をいう。

附 記

この申合せは、平成16年2月18日から実施する。
この申合せは、平成19年5月16日から実施する。
この申合せは、平成24年1月1日から実施する。
この申合せは、平成25年10月16日から実施する。
この申合せは、平成27年4月1日から実施する。